

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

木津川市の人口は、ニュータウン開発等によって市制発足時の66,490人から年々増加し、令和5年5月31日時点で79,952人である。しかしながら、直近の人口推移を見ると、増加傾向も一定の落ち着きを見せ、今後、人口減少に転じる見込みである。老年人口が増加傾向にある中で平成22年までは増加傾向にあった生産年齢人口は横ばいのまま推移しており、年少人口は令和2年まで増加しているが、人口における高齢者比率が約25%と人口の高齢化が進んでいる。

木津川市は、国家プロジェクトである関西文化学術研究都市の位置付けのもと、高度な研究や最先端技術の企業が立地するほか、小売業や製造業、サービス業などの多様な業種の企業が存在しており、市の経済を支えている。

これらの中小企業は、少子高齢化が進行し生産年齢人口が減少する中、「後継者不足」や「人手不足」の課題に直面している。さらに、疲弊化していく中心市街地が増えて行き、先行きが不安視され様々な経営課題に直面している。

こうした状況を鑑み、市内中小企業において、より生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより、深刻化する人材不足への対応や生産性の向上、経営基盤の強化、競争力の強化に繋げていくことが必要である。

(2) 目標

経済センサスによれば、中小企業は国内の企業数全体の約99%を占めており、全従業員のうち約70%が中小企業で働いている。木津川市においても、全企業に占める中小企業の企業数の割合は、90%を超えており、経済全体において、多くを占めている。

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に8件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

木津川市では、多様な業種の企業が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様

な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、木津川市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画の対象業種は、全業種とし、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月10日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるが、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や暴力団を利することにならないよう、木津川市暴力団排除条例に基づき、暴力団及び暴力団密接関係者の先端設備導入計画については認定の対象外とし、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市税を滞納する者は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、租税の公平な負担に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。